女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員が活躍できる職場環境を整備することは、男性職員を含めた全ての職員が働きやすい職場となり、その結果、職員の定着にもつながる。

ついては、女性職員がその能力を充分に発揮できる働きやすい環境を整備する ため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

平成28年4月1日~平成33年3月31日までの5年間

2 当機構の課題

・管理職に占める女性職員の割合は20%を超えているものの、30%には達していない状況となっている。

3 定量的目標

・管理職に占める女性職員の割合を5年間で30%以上とする。

4 主な取組内容 (平成 28 年 4 月 1 日~平成 33 年 3 月 31 日)

- ・仕事と家庭の両立を推進するため、復職教育支援、短時間制度の導入、保育 所の設置等、継続して働ける職場環境づくりを行う。
- ・女性管理職を育成するため、管理職の前段階の職員に対して、キャリア意識 の醸成、管理職養成等を目的とした研修の実施に向けて検討を開始する。
- ・子育てが一段落着いた女性職員に対して、一般職から総合職へ変更する人事 制度の検討を開始する。
- ・女性が活躍できる職場環境であることを積極的にアピールし、女性の就職希望者を増やしていく。
- ・事務職、医療職の女性管理職育成についても、積極的に取り組んでいく。